

国際交流・留学プログラム構築推進事業 追加公募要領

令和 8 年 6 月 2 日
文部科学省総合教育政策局国際教育課

1. 事業の背景・目的

少子高齢化や、国内外でグローバル化が進行する中、我が国が持続的に成長・発展していくためには、世界で活躍するグローバル人材や、外国人材、不足するエッセンシャルワーカーを含め、地域の経済・社会を牽引する国際的な素養を持つ人材を育成していくことが不可欠となっている。

本事業は、私立高等学校等において外国人留学生受入れに係る環境整備を行うことで、将来両国の懸け橋として活躍する外国人材を育成するだけでなく、留学生との交流を通じて日本人高校生の語学力やコミュニケーション能力、異文化を理解する能力等の向上を目指す。さらに、その成果等の普及を通じて、地域全体で高等学校等のグローバル化を推進することを目的としている。

2. 事業の実施主体

事業の実施主体（補助事業者）は、都道府県とする。

なお、事業の業務の全てを直接執行することが困難な場合、その全部又は一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合にあっても、その業務遂行に係る責は補助事業者に帰すものとする。

3. 事業の内容

①対象

外国人留学生受入れに係る教育プログラムの開発や、円滑な受入れのための体制構築を行うとともに、その成果等を地域内に普及し、地域の高等学校教育の特色化・質の向上に貢献する私立高等学校等に対して、都道府県を通じて支援する。

(i) 申請要件

申請に当たっては、以下の全ての要件を満たしていること。

- ア 私立高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校高等部（以下「私立高等学校等」という。）であること。
- イ 外国人留学生受入れに係る教育プログラムの開発や、円滑な受入れのための体制構築に一体的に取り組み、さらに、その成果等を地域内に普及し、地域の高等学校教育の特色化・質の向上に貢献する取組であること。
- ウ 学校としてフォローアップのための追跡調査等に協力できる体制にあること。

②支援件数・内容等

(i) 支援件数

30校程度予定（当初公募における内定校数を含む）

(ii) 支援内容

1校当たり689.5万円を上限に都道府県を通じて支給する。

併せて都道府県における事務に係る経費として、1都道府県当たり71.1万円を上限に支給する。

(iii) 対象となる費用

ア 都道府県における事務に係る経費

(a) 選定委員会の開催に係る経費

(b) 対象校への指導、調整等に係る経費 等

イ 私立高等学校等が実施する取組に対して都道府県が支援する事業に係る経費（国際交流・留学プログラム構築推進支援金）

(a) 有識者等による協力者会議の開催に係る経費

(b) 国際交流アドバイザーの招聘に係る経費

(c) 留学支援員の配置に係る経費

(d) 地域課題解決型学習や異文化理解等のプログラム実施に係る経費

(e) 日本語指導の実施に係る経費

(f) オンライン交流の実施及び環境整備にかかる経費

(g) 取組成果等の域内の高等学校等への普及にかかる経費

(h) その他、外国人留学生受入れに係る環境整備に資する取組みにかかる経費 等

※1 日本人高校生の派遣に係る教育プログラム開発や体制構築に係る経費は対象外とする。

※2 外国人留学生の受入れに係る当該留学生の渡航費や日本での滞在費等については対象外とする。

(iv) 支援金の給付に必要な書類

支援金の給付に当たっては、費用の支出を証する書類の提出を必ず求めること。

4. 事業規模（予算）及び採択件数（予定）

事業規模（予算）：217,515千円

採択予定件数：15都道府県程度

5. 申請書類の提出

(1) 補助金の交付を受けようとする都道府県は、下記8.①に示す期日までに、以下の資料を電子メールで提出すること。なお、期日以降の申請書類の提出、差し替え及び訂正は認めない。

- 事業計画書（別紙1）
- 予算内訳書（別紙2）
- 支援対象校の選定要件が記載されている資料（都道府県における当該事業の募集要項等）
（様式任意）
- その他必要と思われる資料（様式任意）

（2）本制度に基づき、支援金の支給を希望する学校の長は、所在する都道府県が別に定める書類のほか、次に掲げる申請書類を都道府県に提出すること。

- 国際交流・留学プログラム構築推進事業 計画書（別紙様式1）
- 国際交流・留学プログラム構築推進事業 所要経費（別紙様式2）

また、各学校から提出された上記申請書類について、都道府県は6（2）に示す評価の観点に沿って確認を行い、以下の書類を作成の上、上記申請書類（別紙様式1、2）と併せて、文部科学省に提出すること。

- 国際交流・留学プログラム構築推進事業 申請学校一覧（様式1-1）
- 国際交流・留学プログラム構築推進事業 申請学校個票（様式1-2）

6. 選定方法等

（1）選定方法

提出された申請書類の内容について、書類審査を行う。選定終了後、速やかに全ての申請者に審査結果（交付の内定）を通知する。

（2）評価の観点

ア 実施内容

- ・ 開発する教育プログラムについて、育成すべきグローバル人材像が明確かつ適正に設定されている。
- ・ 外国人留学生および日本人生徒のコミュニケーション能力、課題解決能力、異なる文化の習慣を理解する能力等を向上させるような内容となっている。
- ・ 事業の円滑な実施が期待され、本事業終了後も取組の継続が見込める計画となっている。
- ・ オンラインによる受入れ前・後の研修や共同学習等を組み合わせる等、より充実した取組にするための工夫がなされている。
- ・ 地域や学校の特性を生かした取組となっている。
- ・ 日本や日本文化への理解を深めるための効果的な内容となっている。
- ・ 域内の高等学校等へ普及可能な取組となっている。

イ 実施体制

- ・ 学校長の下、学校全体として取り組む体制や、それを支援する校内体制が整備されている。

- ・ 実施に向けての生徒・保護者向け説明会や地域の関係者等との打合せが適切に行われている。
 - ・ 事業の効果的な実施のために、有識者等の支援を得られるようにしている。
 - ・ 外国人留学生に対する支援体制が整備されている。
 - ・ 外国人留学生に対する危機管理体制が確立されている。
 - ・ 実施に携わる教職員や留学支援員が必要な知見（語学力や国際交流・留学経験、国際交流・留学に係る業務経験等）を有している。
 - ・ 地域やその課題の理解に対して効果的なプログラムを運営するため、地域の企業および大学等との連携がなされている。
 - ・ 域内の高等学校等と連携し、適切に情報共有を図るための組織体制が整備されている。
- ウ フォローアップ・成果検証の実施等
- ・ 事業の成果を検証・評価するための具体的な計画・方法が明確にされている。
 - ・ 取組の成果を自校内はじめ域内の高等学校等に対して波及させる計画となっている。
 - ・ 文部科学省が実施する各種調査への協力体制が構築されている。
- エ その他
- ・ 都道府県において、国費に上乗せした独自の支援や取組の実施がある。

7. 補助金交付申請書の提出

交付の内定を受けた都道府県は、下記8. ④に示す期日までに、交付の内定内容を踏まえた事業計画書、予算内訳書等及び補助金交付申請書をメールで提出すること。

8. スケジュール及び提出先

申請書類は文部科学省から送付された様式（任意様式は除く）に従って作成すること。

提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由であっても申請書類の提出、差し替え及び訂正は認めない。提出された書類は一切返却しない。また、企画提案者からの問い合わせ及び相談等にはホームページ等を通じて等しく周知することとする。

なお、下記①公募(事業計画書)締切は都道府県から文部科学省への申請書類の提出期限であり、学校から都道府県への申請書類の提出期限ではないため、留意すること。

① 公募(事業計画書)締切：令和8年7月15日(水) 10:00【電子メール】**厳守**

② 書類審査：令和8年7月中旬頃～7月下旬頃

③ 補助金交付の内定：令和8年8月上旬

④ 補助金交付申請書等締切：令和8年8月中旬頃

⑤ 補助金交付決定：令和8年8月下旬頃

⑥ 補助事業期間：交付決定日～令和9年3月10日

【提出先】

kouryu@mext.go.jp

件名：都道府県番号【都道府県名】国際交流・留学プログラム構築推進事業 計画書の提出

9. その他

事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）補助金交付要綱（平成19年4月2日文科科学大臣決定）、国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）補助金取扱要領（平成21年4月1日初等中等教育局長決定）、補助金交付決定通知、補助金交付申請書及び事業計画書等を遵守すること。

事務処理の都合上、申請内容（交付決定されたものを含む）について、文書等により照会をかけることがあるので、その際は適切且つ迅速に対応すること。

以上